

函館市介護予防教室事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号の規定に基づき、介護保険第1号被保険者が、要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、地域において自発的な介護予防に資する活動を実施する契機となるために行う介護予防教室事業（以下「事業」という。）の実施について、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、函館市とし、事業の全部または一部について、市が適当と認める者に対し、その実施を委託できるものとする。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、要支援者および要介護者ならびに市が実施する介護予防・生活支援サービス事業対象者を除く、市内に住所を有する65歳以上の介護保険第1号被保険者とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとし、集团的・通所形態で実施するものとする。

- (1) 転倒骨折予防教室
- (2) マシントレーニング教室
- (3) 水中運動教室
- (4) 認知機能低下予防教室
- (5) 口腔機能向上教室

(事業の実施場所)

第5条 事業の実施場所は、受託者が確保し、安全であり、かつ、事業利用者一人に対するスペースが十分確保できる場所であるものとする。

(事業の実施体制)

第6条 事業を実施する受託者は、介護予防の知識や経験を持つ従事者を配置するものとする。

2 受託者は、事業の実施にあたり、事故防止に十分注意を払うとともに、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。